

JRR-3施設を利用するにあたっての注意事項

JRR-3ユーザズオフィス

1. 原子力科学研究所では、機構内でのトラブルの頻発より、安全管理に係る要求が以前よりも一層厳しくなっております。
原子力科学研究所でおこなわれる全ての工事・作業（**実験も含む**）の安全管理について、「**工事・作業の安全管理基準**」を定め安全を確保しています。
2. 内部脅威対策の一環として、「**個人の信頼性確認制度**」を導入し、炉室に立会者なしで入域する方の信頼性を、自己申告、検査及び面接等によって確認し実施しています。

上記をうけて以下の対応が必要となります。

- ★実験計画書等の作成
- ★実験についてのリスクアセスメント及び化学物質リスクアセスメントの実施
- ★危険予知（KY）活動及びツールボックスミーティング（TBM）の実施

実験に使用する試料等の化学物質リスクアセスメントの提出や持込機器の安全確認等が必要となりますので、課題申請前に必ずご相談ください。

また、炉室に立会者なしで入域する場合は、個人の信頼性確認のための自己申告書等必要書類を提出し、検査・面接後に結果が出るまで3週間から1か月ほどかかりますので、早めにご相談ください。

工事・作業の安全管理基準とは

【目的】

原子力科学研究所における工事・作業（実験を含む）の安全管理上の必要な事項を定め安全確保を図ることを目的とする。

【適用範囲】

本基準は原子力科学研究所で行われる全ての工事・作業※（実験も含む）に係る労働災害の発生の可能性、火災・爆発の可能性、設備に影響を及ぼす可能性及び公衆・環境に影響を与える可能性のある作業並びに放射性物質、危険物、化学物質を取扱う作業における安全管理に適用する。 ※事務作業及び実験におけるデータ管理を除く。

【安全管理の原則】

- 作業計画書、作業要領書、作業手順書の作成
- リスクアセスメントの実施
- 危険予知（KY）活動及びツールボックスミーティング（TBM）の実施
- 作業責任者等認定制度の導入に伴う教育の実施

これらを遵守し実験を実施します。

ただし、実験において合理的な安全管理を図るため、現在基準の見直しを行っています。

個人の信頼性確認制度とは

【目的】

原子力施設における内部脅威対策の一つとして、核物質防護上の重要な区域に業務上常時立ち入ろうとする者、特定核燃料物質の防護の秘密を業務上知り得る者の指定を受けようとする者について、**予め、妨害破壊行為等を行うおそれがないか、防護の秘密を漏らすおそれがないか確認する。**

【対象施設】

炉室

※ ビームホールは対象外

【対象者】

炉室の装置を使う実験者（立会者なしで入域する方）

（立会者ありで入域する方は対象外）

【有効期間】

指定を受けた年度を含め最長で5年度

【必要書類】

- ・ 運転免許書、住民票、身分証明書等公的証明書
- ・ 公共料金の領収書等の領収書の原本
- ・ 自己申告書
- ・ 誓約書

【検査、面接】

- ・ アルコール検査
- ・ 薬物検査
- ・ 適正検査

個人の信頼性確認フロー

- ・ 運転免許書
- ・ 住民票
- ・ 身分証明書等

公的証明書类等

+

申告

- 申告事項変更の申告 (随時)
- 定期的な変更の確認
- 自己申告書

検査、面接等

書類審査

- アルコール検査
- 薬物検査
- 適正検査

いずれも数分程度で終了します。

面接

判断、通知等

労務管理情報

常時立入者証
の発行

- 抜打検査 (アルコール及び薬物検査)
- 近況確認